

日本海ガス光の事業者変更申込みにおける本人性の確認方法

申込者が契約者ご本人であるか、否かを口頭にて確認させていただき、契約者ご本人でない場合は契約者との関係を確認させていただきます。なお、契約者が法人である場合は、申込者と当該法人との関係（申込者の所属部署、役職等）を確認させていただきます。

1. 申込者が契約者ご本人である場合

- (1) 電話受付の場合であって申込者が契約者ご本人であっても、本人性確認のため公的機関が発行する証明書等の写しを弊社宛に郵送していただきます。

郵送先 〒930-8588 富山市城北町2-36 日本海ガス株式会社 営業統括部 日本海ガス光担当

- (2) 対面受付の場合であって申込者が契約者ご本人であっても、本人性確認のため公的機関が発行する証明書等の写しを提出していただきます。

お客さまより公的機関が発行する証明書等の写しを提出していただけない場合は、弊社担当者が面談し、本人性の確認を実施することができます。ただし、この場合であっても、本人性を確認した証として、氏名・住所・生年月日・確認した証明書の種類・証明書に記載の証明書番号等を記録させていただきます。

なお、対面受付は弊社本社（富山市城北町2-36）においてのみ受付することとし、弊社本社以外の事業所（支社、営業所、ショールームPrego、岩瀬工場等）、弊社グループ会社（日本海ガス絆HD(株)、(株)モット日本海ガス、(株)サプラ、(株)テルサウエイズ、(株)G・テック等）及び外部委託会社においては対面受付を承ることができません。

- (3) 本人性確認で確認が必要な事項は以下のとおりとします。

契約者が個人の場合

- ① 契約者の氏名
- ② " 住所（証明書に記載の日本国内住所）
- ③ " 生年月日

- (4) 公的機関が発行する証明書等は以下のとおりとします。

- ① 運転免許証（国際運転免許証及び仮運転免許証を含む）
- ② パスポート
- ③ 住民基本台帳カード（写真付）
- ④ その他契約者ご本人の写真付きの証明書で住所記載のあるもの

注意事項

- ・契約者ご本人の写真付きの証明書であっても、住所が確認できない場合には、契約者ご本人の住所が記載されている証明書または契約者宛ての公共料金請求書等の郵便物が必要となります。
- ・外国発行の証明書の場合は、日本国内の住所記載がないため、日本国内の住所が記載されている証明書または契約者宛ての公共料金請求書等の郵便物が必要となります。
- ・有効期限が明記されている場合は、有効期限内のものに限ります。

2. 申込者が契約者ご本人ではない場合

契約者以外の第三者からの申込みは、受付することができません。ただし、配偶者、直系血族（親・子等）または、同居親族からの申込みの場合は、契約者の委任状（ただし、契約者と申込者との続柄を明記し、契約者ご本人の署名及び捺印があること）に加えて、本人性確認のため上記「1. 申込者が契約者ご本人である場合（4）」に記載する公的機関が発行する契約者の証明書等の写しを弊社宛に郵送していただきます。

3. 契約者が法人である場合

以下の書面を弊社宛に郵送していただきます。

- ① 申込者の氏名・住所を記載した書面
- ② 申込者と当該法人との関係(申込者の所属部署、役職)を記載した書面
- ③ 社員証または申込者に係る公的機関が発行する証明書等の写し
- ④ 当該法人の実印を押印した委任状

注意事項

- ・上記①～④のすべての書面の提出がない場合は、受付することができません。
- ・申込者に係る公的機関が発行する証明書等とは、上記「1.申込者が契約者ご本人である場合(4)」に記載のとおりとします。

以上